

きぬのふるさと 岡谷絹工房

移転記念OPENイベント

お気軽にお立ち寄りください！

日時 12月5日(日) 午前10時～午後4時

場所 旧山一林組製糸事務所 (岡谷市中央町1-13-17)

絹工房まつり



絹を素材として手織りなどができる「きぬのふるさと岡谷絹工房」が、イルプラザ北側「旧山一林組製糸事務所」に移転しリニューアルオープンします。手織り体験や染色体験、絹製品の販売・展示などイベント盛りだくさん！みなさんのお来場をお待ちしています。また、研修生を募集しますのでお問い合わせください！

おみやげ絹製品の販売

◇手織り卓布、手織りスカーフ、オリジナルあしぎぬ袖ネクタイ・バッグなど盛りだくさんの商品を用意しています！

手織り・染色体験

◇手織り・染色体験ともオープン特別価格！

参加料1,000円～

手織り体験 手織りテーブルマットなどが織れます
随時可能

染色体験 絹チーフなどの染色ができます
午前10時30分、午後1時30分の2回〔各回1時間程度〕

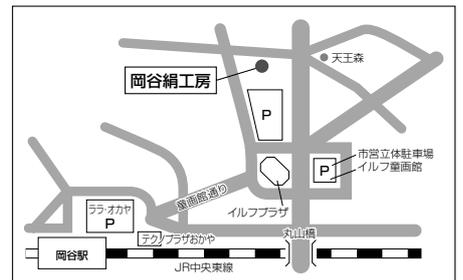
作品展示・販売

◇絹工房会員、研修生の作品の展示・販売

◇参考展示出品物

(着尺など)

◇ネクタイコンテスト
出品作品の展示



問合せ

シルク岡谷ふるさと産業研究会

商業観光課内 ☎23-4811 内線1213

きぬのふるさと 岡谷絹工房 ☎24-2245

- ▽平成7年11月の市立岡谷病院の医事紛争に対し判決が確定したため、損害賠償金及び弁護士報償費を支払うことについて報告を受けました。
- ▽岡谷市職員の給与に関する条例を、人事院勧告に基づく寒冷地手当を現行の支給基準目を繰り下げることに伴い一部改正することについて報告を受けました。
- ▽岡谷市・諏訪市・下諏訪町の合併協議を終了するため、2市1町の合併協議会を平成16年11月10日付けで廃止することを決めました。
- ▽岡谷市組織条例を、岡谷市・諏訪市・下諏訪町の合併協議を終了することに伴い一部改正することを決めました。

市議会の会議録は

岡谷市議会ホームページからご覧いただけます

第8回市議会

臨時会を開催



第8回岡谷市議会臨時会が、11月1日(月)に開催されました。この議会では、岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会の廃止、条例改正などが審議されました。主な内容をお知らせします。

生涯学習大学

講師プロフィール

昭和22年生まれ、茅野市出身。現在、東京都多摩市在住。

諏訪清陵高等学校を経て立教大学文学部卒業。日本文芸家協会会員。日本ペンクラブ会員。

小説に取り組む一方、立体造形にも関心をもち、彫刻から人形制作を手がけ、人形師を志したこともある。

『水の砦—福島正則最後の闘い』で第5回時代小説大賞を受賞、骨太の大型新人として脚光を浴びる。以後、一貫して時代伝奇小説に新風を吹き込んでいる歴史小説家として最も注目を集める新鋭である。

現在、長野日報紙に、木曾義伸を軸にした歴史小説『モレヤ』を連載中。



講師 大久保 智弘 先生
歴史作家

「諏訪は輝いていたか」
大久保 智弘 先生講演会

日時 12月11日(土)

午後1時30分～3時30分

会場 イルフプラザ・カルチャーセンター
多目的ホール

入場無料

申込み 電話、FAX、窓口等でお申し込みください

◆お問い合わせは…

イルフプラザ・カルチャーセンター ☎24-8401 FAX 24-8442

親子で楽しむ かわいい クリスマスフラワーアレンジ

クリスマスもいよいよ目前!

親子オリジナルのクリスマスフラワーアレンジを
作ってみませんか?

日時 12月12日(日)

午後1時30分～3時30分まで

場所 イルフプラザ・カルチャーセンター
第7研修室

講師 亀割 成美 先生

定員 親子15組

対象者 小中学生の親子

受講料 1人 100円

材料費 1組 1,500円



凧作り講習会

親子でオリジナル「凧」を作ってみませんか?
連凧作りに挑戦しましょう!!

日時 12月11日(土)

午前9時30分～午後0時30分

場所 イルフプラザ・カルチャーセンター

講師 西野 正 先生 (日本の凧の会会員)

定員 20名 (先着順)

材料費 400円 (揚げ糸を含む)

持ち物 ものさし(50cm)、はさみ、ボールペン

11月27日(土) 午前9時から受付開始!

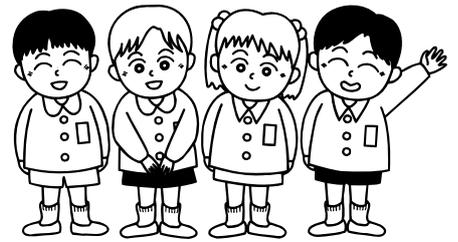
※受講料、材料費を添えてお申し込みください。

※各講座とも受付初日は、電話による申し込みはご遠慮ください。

◇申し込み・問い合わせは…イルフプラザ・カルチャーセンター

☎24-8401 FAX 24-8442 ホームページ <http://www.ilfsg-okaya.jp>

児童扶養手当などの 手続きはお済みですか？



児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等（父が重度の障害にある場合も含む）の、生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的としています。

母子家庭等の18歳に達した年の年度末まで（障害者は20歳未満）の児童を監護している母または養育者に支給されます。

支給されない場合…母が婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係があるとき

- ・児童や母または養育者が公的年金を受給しているとき
- ・児童が里親に預けられたり、児童福祉施設に入所しているとき

支給制限…手当を受ける人や扶養義務者の前年の所得が別表の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（児童の父親から養育費をもらっている場合は、その金額の80%が所得として扱われます）

支給額…別表のとおり

平成16年度所得制限限度額

扶養親族の数	本人		配偶者および扶養義務者
	全部支給される人	一部支給される人	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

児童扶養手当（月額）

全額支給	41,880円	児童第2子 加算	児童第3子以降 加算一人につき
一部支給	41,870～ 9,880円	5,000円	3,000円

*支給月：4月・8月・12月

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童の福祉増進を図ることを目的としています。

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を監護、養育する父または母か養育者に支給されます。

支給されない場合…児童が障害事由の年金を受給しているとき

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・父母または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

支給額…別表のとおり

特別児童扶養手当（月額）

1級該当児童一人につき	50,900円
2級該当児童一人につき	33,900円

*支給月：4月・8月・11月

※詳しくは、児童福祉課（内線1264）へお問い合わせください。

児童手当

児童を養育している方の生活の安定と児童の健全育成を目的に支給されます。

支給対象者…小学校第3学年修了前（9歳到達後初めての年度末まで）の児童を養育している人で、平成15年中の所得が別表のそれぞれの限度額未満の人（公務員の方は職場で手続きをしてください）

支給額（月額）…第1・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

支給月…2月・6月・10月

支給期間…申請した日の属する月の翌月分から支給事由が消滅した日の属する月分まで（さかのぼっての申請はできませんのでご注意ください）

平成16年度所得制限限度額

扶養親族の数 (課税台帳上の人数)	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (厚生年金加入者)
0人	301万円	460万円
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

※児童手当に関する問い合わせは市民課（内線1158）まで。

岡谷市まちづくり講演会

市民総参加のまちづくりを一層推進し、今後のまちづくりの参考とするため、各界の専門家のみなさんをお招きしてまちづくり講演会を開催しています。

今回は、NPO法人 ユニバーサルデザインながの 理事長 掛谷嘉則氏をお招きし、ユニバーサルデザインに焦点を当て、お話をさせていただきます。

多数の方が聴講されますようお願いいたします。



講師プロフィール

昭和25年4月25日生 大阪府出身
特定非営利活動法人 ユニバーサルデザインながの理事長
株式会社不動産システム研究所 代表取締役

と き 11月30日 (火) 午後7時～8時30分

と ころ カノラホール 小ホール

講 師 NPO法人 ユニバーサルデザインながの
理事長 ^{かけ や よし のり} 掛 谷 嘉 則 氏

内 容 「ユニバーサルデザインのまちづくり」

入 場 無 料

申し込みの必要はありません。

直接会場へお出かけください。

問合せ 企画課 内線1525

「児童虐待」を見つけたら、 気づいたら...

余計なお世話と考えずに、下記の最寄りの機関までご連絡ください。連絡いただいた人の秘密については堅く守られます。

● 諏訪児童相談所 ☎52-0056 ● 岡谷市家庭児童相談室 ☎23-4811 (内線1265)

そんなつもりでは
なかった...

でも、子どもにとって有害ならそれは「虐待」

身体的虐待

なぐる、ける、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。



性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど。

ネグレスト

家に閉じ込める、病気やケガをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。



心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いなど。

